

「保土ヶ谷区少年野球連盟規約」 変更条文 新旧対照表  
(令和6年2月 規約改正)

# 連 盟 規 約 変 更 条 文 新 旧 対 照 表

(下線部分は変更部分)

>

改 正 後	現 行
<p>保土ヶ谷区少年野球連盟規約</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第2条 本連盟は、アマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を、保土ヶ谷区<small>の小学生を中心とする地域</small>に普及し、・・・[以下略]</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)                    }</p> <p>  (2)                    }</p> <p>  (3)                    }</p> <p>  (4)                    }</p> <p>  (5)                    } [略]</p> <p>  (6) <u>他野球連盟との相互発展に資する協力・支援</u></p> <p>第5条 正会員チームは、区内に所属する少年野球チームとし、次の条件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 登録選手は、<u>小学生および入学を前提とした未就学児</u>とする。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>保土ヶ谷区少年野球連盟規約</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第2条 本連盟は、アマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を、保土ヶ谷区<small>の小学生に普及し、・・・</small>[以下略]</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)                    }</p> <p>  (2)                    }</p> <p>  (3)                    }</p> <p>  (4)                    }</p> <p>  (5)                    } [略]</p> <p>  〔新設〕</p> <p>第5条 正会員チームは、区内に所属する少年野球チームとし、次の条件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 登録選手は、小学生とする。</p> <p>(2) [略]</p>

改正後	現行
<p>(3) 登録選手及び・・・、2以上のチームに<u>わたって</u>登録・・・[以下略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員</p> <p><u>第10条 本連盟の役員は、次の役職・定数にて構成する。ただし、会長・理事長・会計・常任理事・理事・監事は必ず選出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) [略] (4)副会長 <u>2名以下</u> (5)理事長 1名 (6)副理事長 <u>2名以下</u> (7)～(11) [略]</p> <p>第11条 理事は、正会員チームからの代表者各1名と賛助会員の中から10名の範囲で会長が選出する。</p> <p>なお、理事が前条の会長・副会長・理事長・副理事長及び<u>会計に選任されるか、または常任理事会の推薦により会長が認めた場合には、正会員チームより理事1名を追加選出することができる。</u></p> <p><u>第12条 第10条に定める役員のうち、会長・副会長・理事長・副理事長・会計及び常任理事を執行役員(以下、同じ。)と称し、本連盟の事業年度における全ての会務を執行する。</u></p> <p>(1) <u>執行役員は、名誉会長・相談役及び顧問を除き毎年2月の定例理事会において理事の互選にて選出する。また、任期は事業年度の1カ年とし、再選を妨げない。</u></p> <p>(2) 名誉会長は、本連盟の会長職として20年以上連盟の発展に寄与した者を常任理事会の推薦により理事会に諮って選任する。執行並びに議決権は有しない。</p> <p>(3) 相談役並びに顧問は、本連盟の発展に貢献した者の中から、常任理事</p>	<p>(3) 登録選手及び・・・、2以上のチームに<u>わって</u>登録・・・[以下略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員</p> <p><u>第10条 本連盟に次の役員を置く。</u></p> <p>(1)～(3) [略] (4)副会長 <u>2名</u> (5)理事長 1名 (6)副理事長 <u>2名</u> (7)～(11) [略]</p> <p>第11条 理事は、正会員チームからの代表者各1名と賛助会員の中から10名の範囲で会長が選出する。</p> <p>なお、理事が前条の会長・副会長・理事長・副理事長・<u>会計及び事務局長に選任された場合には、正会員チーム代表者として理事1名を追加選出することができる。</u></p> <p><u>第12条 役員を選任は、名誉会長・相談役及び顧問を除き毎年2月の定例理事会で理事の互選とし、任期は事業年度の1カ年とし、再選を妨げない。</u></p> <p>(1) 名誉会長は、本連盟の会長職として20年以上連盟の発展に寄与した者を常任理事会の推薦により理事会に諮って選任される。執行並びに議決権は有しない。⇒ 項ずれ</p> <p>(2) 相談役並びに顧問は、本連盟の発展に貢献した者の中から、常任理事会の推薦により理事会に諮って選任され、会長が委嘱する。執行並びに議決権は有しない。⇒ 項ずれ</p> <p>(3) <u>前条に定める役員のうち、会長・副会長・理事長・副理事長・会計及び常任理事を執行役員(以下、同じ)と総称し、本連盟の事業年度における全ての会務を執行する。⇒条文へ格上げ</u></p>

改正後	現行
<p>会の推薦により理事会に諮って選任し、会長が委嘱する。執行並びに議決権は有しない。</p> <p>(4) 執行役員は、原則として満70歳まで会務を執り行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 会議</p> <p>第23条 理事会は、第11条に定める理事及び第12条に定める執行役員において構成し、必要に応じて会長が招集する。なお、<u>会長・副会長・理事長・副理事長・会計および提案する常任役員を除く全理事は、この理事会における議決権を有するとともに議長へも選任する。</u></p> <p>定例理事会は事業年度末までに次の事項を議決・承認する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>第25条 理事会・常任理事会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者<u>(複数理事選出の会員チームは議決権数を1とする。)</u>の過半数で決する。ただし、正会員チームの理事が出席できない場合はその同チームから代理者を<u>〔削除〕</u>出席させなければならない。</p> <p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> <p>附則</p> <p><u>13.本規約は、令和6年2月25日を以て別表新旧対照表に則し改正、即日施行する。</u></p>	<p>(4) 執行役員は、原則として満70歳まで会務を執り行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 会議</p> <p>第23条 理事会は、第11条に定める理事及び第12条<u>(3)</u>に定める執行役員において構成<u>され</u>、必要に応じて会長が招集する。なお、<u>提案する執行役員を除く全理事は、この理事会における議決権を有するとともに議長へも選任される。</u></p> <p>定例理事会は事業年度末までに次の事項を議決・承認する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>第25条 理事会・常任理事会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者<u>〔新設〕</u>の過半数で決する。ただし、正会員チームの理事が出席できない場合はその同チームから代理者を<u>選出し</u>出席させなければならない。</p> <p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">〔追加新設〕</p>

附 則

(1) この変更は、定例理事会承認日から施行する。 (2) 新旧対照表に反映しない、字句修正等のその他所要の整備を行う。